

# 第三国向け指定検疫物を収納する海上コンテナの取扱について

昭和63年 8 月 4 日 63動検甲第1061号

近年目覚ましい発展を遂げた海上コンテナ輸送は、現在国際物流において重要な役割を果たしているが、今後、更に国際物流の拡大、迅速化、効率化が図られる中であって、フィーダーサービスによる海上コンテナの国内輸送は益々増大する傾向にあり、動物検疫においてもその対応が求められてきたところである。

このため、船舶により我が国へ輸送され、そのまま我が国において船舶に積み替えられた後、第三国に向けて輸送される指定検疫物を収納する海上コンテナの動物検疫上の取扱いについて、主任家畜防疫官会議において検討してきた結果等を踏まえ、今般、別紙のとおり「第三国向け指定検疫物を収納する海上コンテナの取扱要領」を定めたので、了知の上、関係者に周知されたい。

なお、本要領は、昭和63年 9 月 1 日から実施するので併せてお知らせする。

別 紙

## 第三国向け指定検疫物を収納する海上コンテナの取扱要領

船舶により我が国へ輸送され、そのまま我が国において船舶に積み替えられた後、第三国に向けて輸送される指定検疫物(動物を除く。)を収納する海上コンテナ(以下「海上コンテナ」という。)の動物検疫上の取扱いは、この要領により実施することとする。

### 1. 海上コンテナの積替え条件

海上コンテナは次の から の条件をすべて満足していること。

海上コンテナに収納された貨物は、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第36条の輸入禁止に該当するものでないこと。

海上コンテナは、「輸入畜産物等を収納する海上コンテナの取り扱い要領について(昭和44年 8 月 22 日付け 44 動検第 1455 号)の別記の「輸入畜産物等を収納する海上コンテナの取り扱い要領」1 .の(1)で規定されたAコンテナであること。

海上コンテナは、積替え貨物の仕出国においてシールにより封印され、我が国への輸送途中及び我が国において開封されることなく、そのまま第三国へ輸送されること。

海上コンテナの到着港及び積出港は、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。)第47条で指定された港であること。

海上コンテナに収納された貨物は、関税法(昭和29年法律第61号)第67条に基づく輸入の許可を受けないこと。

### 2. 海上コンテナの積替え手続き

(1) 到着港と積出港が同一である場合

ア．海上コンテナを積替えしようとする者(以下「積替え者」という。)は、あらかじめ当該港を管轄する動物検疫所(支所、出張所を含む。以下同じ。)に輸入及び輸出検査申請書(海上コンテナ積替用)(以下「申請書」という。)2部、当該海上コンテナの仕出国政府機関が発行した検査証明書(法第37条で規定する検査証明書又は同条で規定する内容を記載した検査証明書をいう。)の写し(以下「検査証明書の写し」という。)1部及び船荷証券の写し1部を提出する。

イ．家畜防疫官は、1.の 及び を確認したのち、家畜防疫官が指示する場所において、海上コンテナについての検査を実施する。

ウ．家畜防疫官は検査終了後、申請書に輸入検査済印、指示印及び輸出検査済印を押し、1部を積替え者に手渡す。

エ．家畜防疫官は積替え者に対し、当該海上コンテナの陸揚げから積替え終了までの間の取扱いについて家畜防疫上必要な指示を行うことができる。

(2) 到着港と積出港が異なる場合

ア．海上コンテナの輸送区間

海上コンテナの輸送可能区間は、当分の間、神戸港 - 大阪港、名古屋港 - 四日市港、東京港 - 横浜港、門司港 - 下関港とする。

イ．到着港における手続き

(ア)積替え者は、あらかじめ海上コンテナの到着港を管轄する動物検疫所に申請書3部、検査証明書の写し2部及び船荷証券の写し2部を提出する。

(イ)家畜防疫官は、1.の 、 及び を確認したのち、家畜防疫官が指示する場所において、海上コンテナについての検査を実施する。

(ウ)家畜防疫官は、検査終了後、申請書に輸入検査済印、指示印並びに検査証明書の写し及び船荷証券の写しに確認印を押しした上、申請書2部、検査証明書の写し1部を積替え者に手渡す。

ウ．積出港における手続き

(ア)積替え者は、速やかに輸入検査済印、指示印を押しした申請書2部、確認印を押しした検査証明書の写し1部及び船荷証券の写し1部を積出港を管轄する動物検疫所に提出する。

(イ)家畜防疫官は、家畜防疫官が指示する場所において、海上コンテナについての検査を実施する。

(ウ)家畜防疫官は、検査終了後、申請書に輸出検査済印を押し、1部を積替え者に手渡す。

エ．家畜防疫官は積替え者に対し、海上コンテナの陸揚げから積替え終了までの間の取扱いについて家畜防疫上必要な指示を行うことができる。

3．海上コンテナ蔵置場所

到着港及び積出港における海上コンテナの蔵置場所は、あらかじめ家畜防疫官が家畜防疫上適当と認められる場所であること。

#### 4．積替え終了時の措置

- (1) 積替え者は、海上コンテナの積替えが終了したとき、積出港を管轄する税関がその旨を確認した「外国貨物の仮陸揚届」(税関様式C - 2120号)の写し1部を到着港及び積出港を管轄するそれぞれの動物検疫所に提出する。
- (2) 船荷証券に記載された当該海上コンテナの仕向地が到着港又は積出港となっている場合、新たに発行された船荷証券の写しを提出する。

#### 5．輸入及び輸出検査申請書(海上コンテナ積替用)等の様式

輸入及び輸出検査申請書(海上コンテナ積替用)、輸入検査済印、指示印、輸出検査済印及び確認印の様式は、それぞれ別記様式1、2、3、4及び5とする。

別記様式 1

輸入及び輸出検査申請書  
(海上コンテナ積替用)

年 月 日

申請者住所氏名 (法人の場合には、その名称  
及び代表者の住所氏名 ) 印

動物検疫所 長殿

下記のとおり第三国向け指定検疫物を収納する海上コンテナの積替えを行いたいので検査を申請いたします。

種 類	
数 量	
商 標	
コンテナの種類及び番号	コンテナの種類 (気密性の有無を含む。) 及び番号を記載する。
仕出国及びとう載港	国名及び港名を記載する。
と う 載 船 船	仕出国 (港) から到着までのとう載船舶名を記載する。
到着港及び蔵置場所	
入港 (予定) 年月日	
指 示 事 項	
積出港及び蔵置場所	
と う 載 船 船	積出港から仕向国 (港) までのとう載船舶名を記載する。
出港 (予定) 年月日	
仕向国及び仕向港	国名及び港名を記載する。
その他参考となる事項	

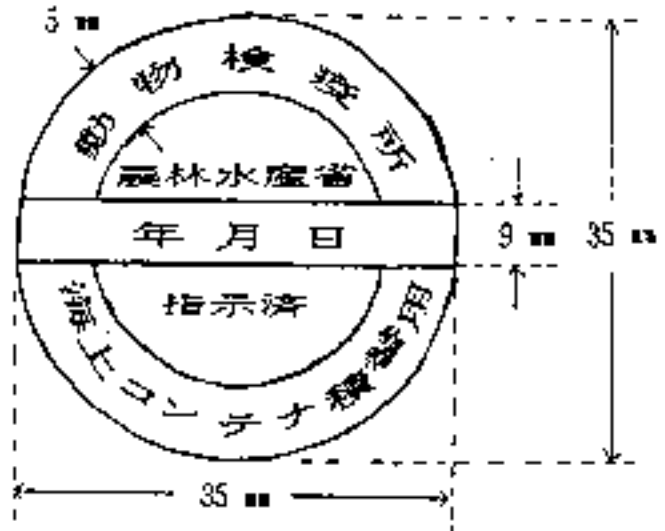
輸 入 検 査 済 印	指 示 印	輸 出 検 査 済 印

記入注意 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

別記様式 2



別記様式 3



別記様式 4



別記様式 5



(注) 支所及び出張所は「動物検疫所」を「動物検疫所神戸支所大阪出張所」等正式名称とする。